

## 令和4年9月14日開催の工事説明会での質疑応答の補足事項 (補償に関すること)

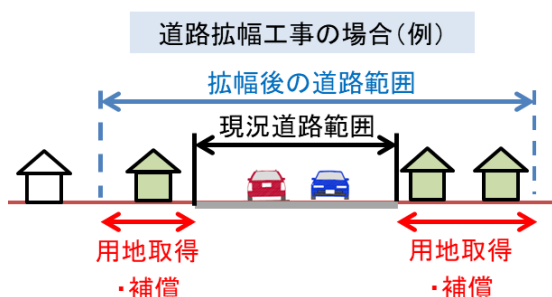
Q15：今回の下水道工事によって家屋に損害が発生した場合は、補償して欲しい。

A15：今回の下水道工事により家屋に被害が生じた場合は、大田区・東京都下水道局・施工業者にて責任を持って対応します。

Q16：補償の内容を明文化し、法的拘束力のある書面としてそれぞれの世帯に出すべきではないか。

A16：今回の下水道工事の補償について、影響範囲内の家屋については家屋調査、補償事務の流れを示した書類をお渡ししています。その書類に則り補償を行います。

- 一般的に、工事にあたって用地取得などを行う場合には、その損失を補償して工事を行います。具体的には、道路拡幅工事の場合は、道路の区域を決定して、区域内の住民に対して土地の権原取得や収用買収をして工事を行います。
- その場合、区域内の住民の財産に対して特別な犠牲を課して行われるので、その損失を補償して公共工事を行います（日本国憲法第29条3項（損失補償））。



- 一方、今回の下水道工事は道路・公園等の公共の用地内にて行い、地盤沈下等の発生を前提とした工事ではありません。周辺の土地、建物への損害が生じないように、配慮をして事業を行います。
- 事前の損害が予見されない以上、損害を前提とした「損害補償契約」を締結することはしませんが、万が一第三者への損害が発生した場合については、大田区工事請負契約書約款第28条（第三者に及ぼした損害）および、土木工事標準仕様書第5章（工事損害補償）において、具体的な事前調査、事後調査、補償金の支払等の事項を定めており、これらに基づき適切な補償を行います。
- なお、第三者損害の補償の根拠は、民法第709条（不法行為による損害賠償）および民法第716条（注文者の責任）となります。
- 家屋調査の対象にお住いの方にお配りした「下水道工事施工前の家屋調査のお知らせ」および裏面「補償事務の流れ」は、民法に基づく損害賠償責任を具体的に履行することをお示した書類となります。